

令和7年度 宇都宮市乳児等通園支援事業 実施事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、乳児等通園支援事業を実施する事業者を選定するにあたり、事業を効果的かつ適正な実施を行う観点から、実施事業者を公正かつ公平な方法により選定するため、企画提案の実施に必要な事項を定めるものである。

2 事業名称

宇都宮市乳児等通園支援事業

3 実施期間

令和7年6月上旬から令和8年3月31日

※ 実施認可日(令和7年6月上旬を予定)から1ヶ月程度の準備期間を想定し、預かりの開始は令和7年7月1日からとする。

4 実施場所

本市内に所在する保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設、地域子育て支援拠点事業施設(子育てサロン)、認可外保育施設(企業主導型保育を含む)、児童発達支援施設のうち、中央部・北西部・南部のいずれかの区域に立地している施設

※ 区域名と住所地の対応関係については、別紙「区域名確認表」を参照のこと。

5 実施内容・実施方法

① 対象となるこども

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこども(認可外保育施設に通っているこどもは対象とするが、企業主導型保育事業所に通っているこどもは対象外とする)。

② 利用方法・実施方法

定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、利用方法を選択して提案して差しつかえない。また、実施方法についても一般型、余裕活用型から選択して提案して差し支えない。

一般型	施設の定員とは別に定員を設定する方法
余裕活用型	利用するこどもが施設の定員に達しない場合に施設の定員の範囲内で受入れする方法

③ 利用可能時間

対象となるこどもの利用可能時間は、こども一人当たり月10時間を上限とする。月10時間を超える利用意向がある場合には、一時預かり保育等の類似事業の利用を促すなど、利用者ニーズに応えるよう努めること。

④ 開所日数・受入時間

週4日以上、1日7時間を目安とし、事業者の提案により設定すること。
ただし、月10時間利用をしやすい時間設定とすること。

⑤ 事前面談

初めて受入れを行うこどもにあつては、初回利用の前に保護者と事前面談を行い、制度の意義や利用に当たつての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握すること。

⑥ 利用料

預かりの利用にあたり、1人1時間300円とし、利用料を徴収すること。
ただし、次に掲げる減免を行うこと。

世帯類型	減免率
生活保護世帯	100%
市民税非課税世帯	80%
市民税所得割合算額77,101円未満の世帯	70%
その他減免を行うことが適当な世帯	50%

⑦ 計画と記録

「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」を踏まえ、こどもの育ちに関する計画や記録を作成すること。

⑧ 利用調整

利用調整にあつては、各申請者が公平・公正に利用機会を得られる方法となるよう留意した上、提案すること。ただし、供用開始の準備が整い次第、国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」を用いるものとする（令和7年10月以降を目途）。

(システムを活用開始するまでの利用調整の例)



⑨ その他、実施にあつての留意事項

- 事業者は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあつた場合には、当該こどもの受入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により本事業の提供が困難である場合はこの限りではない。(正当な理由かどうかの判断は、宇都宮市が当該事業者及び利用者の状況を総合的に勘案して行う。)
- 事業者が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、宇都宮

市に報告するとともに、宇都宮市と協力し、関係機関との連携を図ること。

- ・ 対象となるこどもを養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で保育の様子を見てもらう機会を設けるよう努めること。
- ・ 障がい児を受け入れる場合においては、当該障がい児の障がいの特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。
- ・ 医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師，准看護師，保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 11 条第 2 項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従事者など，医療的ケアに従事する職員を配置すること。

なお，当該こどもの居宅に訪問して実施する場合については，乳児等通園支援従事者に加え，認定特定行為業務従事者又は看護師等，当該こどもの医療的ケアに従事する職員を配置すること。ただし，乳児等通園支援従事者が認定特定行為業務従事者若しくは看護師等であるなど，当該こどもの医療的ケアを実施する場合，1名のみでの配置でも可能とする。

6 設備基準及び職員の配置

宇都宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守すること。

【主な基準の内容】

	一般型	余裕活用型
設備基準	一時預かり保育（一般型）と同等 ・乳児室（1.65 m ² /人），ほふく室（3.3 m ² /人），2歳児以上保育室又は遊戯室（1.98 m ² /人），便所を設けること ・建物の防火基準等は，児童福祉施設のものに準ずること	保育所等と同等 （宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の基準条例を遵守すること）
人員配置基準	一時預かり保育（一般型）と同等 【0歳児】 3人につき1人以上 【1,2歳児】 6人につき1人以上 ・保育従事者（保育士，子育て支援員等）を配置し，そのうち保育士を半数以上とする。 ・保育従事者は2名を下ることはできない。	

7 事業費

事業に要する経費については、以下の基準により、補助を行うものとする。

(1) 対象経費

人件費、消耗品費、水道光熱費等、5に掲げる事業を実施するにあたり必要となる経費

(2) 補助額

(1)に掲げる対象経費から、5-⑥により利用者から徴した利用料を差し引いた額。ただし、補助上限額は以下のとおりとする。

区 分		金額 (ア)
単 価	0歳児	1,300円
	1歳児	1,100円
	2歳児	900円
加 算	障がい児 (イ)	400円
	医療的ケア児 (ウ)	2,400円
	要支援家庭 (エ)	400円

ア：金額はいずれも「こども一人1時間あたり」のものとする。

イ：障がい児とは、宇都宮市が認める障がい児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。障がい児を証明する書類の写し（療育手帳・診断書等）をもって確認を行うものとする。

ウ：医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着しているこどもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にあるこどもとする。

エ：要支援家庭とは、宇都宮市子ども支援課の支援により、本事業の利用に至った家庭とする。

(3) キャンセルの取扱い

利用のキャンセルがあった場合、当日のキャンセルのみ補助金の支払いの対象とする。ただし、当該補助の対象とした利用時間については、利用したものとみなし、利用者の利用可能時間（月10時間）から減算を行うこと。

(4) 支払方法

選定後、令和7年6月を目途に補助の交付決定を行い、その後、年3回に分けて補助金の支払いを行い、最後の支払いにおいて精算を行うものとする。

(5) 施設改修費

6に係る設備基準を満たすために行う施設改修費については、補助対象とならないので留意すること。

8 研修

実施事業者においては、事業にあたる職員のみならず、役員や本部職員等、広く研修を受講することが望ましい。

9 こどもの安全確保

- ・ 本事業を実施している中で事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、速やかに宇都宮市に報告すること。
- ・ 利用当日に、通園がない場合には、対象となるこどもの状況を確認すること。特に、要支援家庭のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- ・ こどもの不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

10 食事の提供

給食等の提供については事業者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。

11 個人情報の保護

本事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

12 乳児等通園支援事業連絡会議

宇都宮市は、円滑に事業を進めるとともに、制度の本格実施に向けた準備や効果検証等を行うことに目的に、市と実施事業者で「宇都宮市乳児等通園支援事業連絡会議」を構成するものとする。

実施事業者は、連絡会議への出席や資料提供、その他、円滑な事業の実施や制度の本格実施に向けた取組について、市に協力するものとする。

13 定めの無い事項の取扱い

その他、本事業の実施にあたって本要項に定めがない事項については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日、こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会）、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」「宇都宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に準ずるものとする。

14 応募方法

応募を行う事業者については、以下のとおり応募書類の提出を行うものとする。

(1) 提出書類

様式番号	書類名
様式 1	令和 7 年度 宇都宮市乳児等通園支援事業応募申込書
様式 2	事業計画書
様式 3 - 1	事業の用に供する施設・設備，職員等に関すること（一般型） ※ 一般型の場合のみ添付
様式 3 - 2	事業の用に供する施設・設備，職員等に関すること（余裕活用型） ※ 余裕活用型の場合のみ添付
様式 4	収支予算書

(2) 提出期間

令和 7 年 4 月 9 日（水）～令和 7 年 4 月 25 日（金）

(3) 提出時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(4) 提出場所

宇都宮市子ども部保育課（市役所本庁舎 2 階 D 9 番窓口）

(5) 提出部数

2 部（正本 1 部・副本 1 部）

※ 併せて，データでのご提出もお願いいたします。

【送付先】 u33001500@city.utsunomiya.tochigi.jp

15 選定について

(1) 選定方法

応募書類を元に、庁内の選定委員会において、審査・選定を行うものとする。

(2) 審査基準

以下の項目について審査を行うものとする。

- ・ 実施体制・実績
従事職員の人数，実績，子育て支援事業の実績等
- ・ 実施方針
事業の実施背景や未就園児を養育する家庭に係る課題への理解
- ・ 実施内容（預かり）
定員・預かり時間等（職員の負担を考慮した上で，どれだけ利用しやすい

時間設定となっているか，月 10 時間を超える部分の対応について十分に考慮されているか)

- ・ 実施内容（子育て支援）
支援体制や支援方法
- ・ 事業の周知方法
デジタルを活用するなど，効果的・効率的な手法が提案されているか等

(3) 選定数

中央部，北西部，南部区域のから各 1 施設

16 スケジュール

内 容	日 時
募集の開始	令和 7 年 4 月 9 日（水）
応募書類の提出期限	令和 7 年 4 月 2 5 日（金）
審査・選定	令和 7 年 5 月中旬 ※選定後，市子ども政策課に事業実施認可申請を行うこと。また，社会福祉法人にあっては，定款変更手続きを行うこと。
子ども・子育て会議	令和 7 年 5 月下旬～6 月上旬
事業実施認可，補助金の交付申請・交付決定	令和 7 年 6 月上旬
事業の実施準備，初回利用者の受付	令和 7 年 6 月上旬～
こどもの預かりの開始	令和 7 年 7 月 1 日（火）～
補助金の概算払い（第 1 回）	令和 7 年 1 0 月上旬
補助金の概算払い（第 2 回）	令和 8 年 1 月上旬
実績報告・交付確定 補助金の精算，支払い	令和 8 年 4 月

17 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とし，審査を行わないものとする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・ 審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった者
- ・ その他本要項の諸条件に違反した者

18 その他

- ・ 提案に係る費用（企画提案書の作成に要する費用，旅費など）は，全て提案者の負担とする。
- ・ その他，本要項に定めのない事項については，国において定める本事業の実施要綱に依るものとする。

区域名確認表

<p>中央部</p>	<p>本町, 昭和1～2丁目, 清住1～3丁目, 泉町, 小幡1～2丁目, 伝馬町, 材木町, 西1～3丁目, 大寛1～2丁目, 西原1～3丁目, 一条1～4丁目, 花房1～3丁目, 新町1～2丁目, 星が丘1～2丁目, 松原1～3丁目, 戸祭1～4丁目, 戸祭元町, 下戸祭1～2丁目, 陽西町, 北一の沢町, 中一の沢町, 南一の沢町, 西一の沢町, 桜1～5丁目, 西大寛1～2丁目, 操町, 住吉町, 六道町, 京町, 幸町, 滝谷町, 花園町, 菊水町, 吉野1～2丁目, 明保野町, 弥生1～2丁目, 日の出1～2丁目, 一ノ沢町, 睦町, 下河原町, 平松町, 御幸町, 越戸町, 東町, 峰町, 戸祭町, 西原町, 不動前1～5丁目, 今泉町, 築瀬町, 宿郷町, 宮原1丁目, 宮原3～5丁目, 平出工業団地, 御幸本町, 上野町, 東戸祭1丁目, 大曾1～5丁目, 塙田1～5丁目, 昭和3丁目, 東塙田1～2丁目, 千波町, 栄町, 馬場通り1～4丁目, 宮町, 仲町, 大通り1～5丁目, 駅前通り1～3丁目, 池上町, 江野町, 宮園町, 松が峰1～2丁目, 曲師町, 中央本町, 中央1～3丁目, 中央5丁目, 二荒町, 一番町, 二番町, 三番町, 南大通り1～4丁目, 中河原町, 天神1～2丁目, 旭1～2丁目, 本丸町, 花房本町, 河原町, 御蔵町, 下河原1丁目, 川向町, 上大曾町, 今泉1～5丁目, 錦1～3丁目, 元今泉1～8丁目, 東宿郷1～6丁目, 陽南1丁目, 泉が丘1～7丁目, 東今泉1～2丁目, 戸祭台, 八幡台, 東築瀬1丁目, 峰1～4丁目, 宿郷1～3丁目, 宿郷5丁目, 築瀬1～4丁目, 一の沢1～2丁目, 越戸1～4丁目, 中今泉1～5丁目, 宮みらい, 城東1～2丁目, 今泉新町</p>
<p>北西部</p>	<p>中戸祭町, 上戸祭町, 宝木町1～2丁目, 細谷町, 東宝木町, 中戸祭1丁目, 上戸祭1～4丁目, 若草1～5丁目, 細谷1丁目, 岩原町, 宝木本町, 野沢町, 新里町甲, 新里町乙, 新里町丙, 新里町丁, 徳次郎町, 大網町, 上横倉町, 下横倉町, 上金井町, 下金井町, 篠井町, 飯山町, 石那田町, 上小池町, 下小池町, 駒生町, 飯田町, 田下町, 福岡町, 古賀志町, 下荒針町, 大谷町, 田野町, 西の宮町, 駒生1～2丁目, 西の宮1～2丁目</p>
<p>南部</p>	<p>大和1～3丁目, 宮本町, 双葉1～3丁目, 春日町, 大塚町, 八千代1～2丁目, 東原町, 東浦町, 江曾島1～2丁目, 緑1～5丁目, 江曾島本町, 江曾島3～5丁目, 今宮1～4丁目, 陽南2～4丁目, 上横田町, 台新田町, 江曾島町, 川田町, 平松本町, 下栗町, さるやま町, 砂田町, 屋板町, 東横田町, 横田新町, 城南1～3丁目, 台新田1丁目, 下栗1丁目, インターパーク1～6丁目, 西川田町, 兵庫塚町, 幕田町, 鷺の谷町, 下欠町, 上欠町, 下砥上町, 砥上町, 鶴田町, 滝の原1～3丁目, 西川田東町, 兵庫塚1～3丁目, 西川田1～7丁目, 西川田本町1～4丁目, 西川田南1～2丁目, 鶴田1～3丁目, 雀宮町, 宮の内1～4丁目, 雀の宮1～7丁目, 新富町, 高砂町, 南高砂町, 南町, 富士見町, 末広1～2丁目, 上御田町, 中島町, 下反町町, 羽牛田町, 東谷町, 下横田町, 御田長島町, 茂原町, 茂原1～3丁目, 針ヶ谷町, 五代1～3丁目, さつき1～3丁目, 若松原1～3丁目, みどり野町, 針ヶ谷1丁目, 北若松原1～2丁目</p>